産業建設常任委員会資料
消防本部　予防課

議案第６５号
宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料１　宝塚市火災予防条例第３６条の５に第６号を追加することについて

① 住宅宿泊事業法の公布を受けて、平成３０年６月１日に「消防法施行規則等の一部を改正する省令」が施行されました。

⇩

（消防法の改正）
② 戸建て住宅や共同住宅で民泊事業を行う場合は、宿泊室の床面積が５０㎡を超えると、その建物の消防法における用途は「宿泊施設」になり、自動火災報知設備の設置が必要になりますが、建物の延べ面積が３００㎡未満などの場合は、自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を選択することができます。

※特定小規模施設用自動火災報知設備とは
新たに自動火災報知設備が義務付けられることとなった小規模な施設において、消防法施行令第 29 条の 4 として、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準について省令及び告示が定められたものです。

⇩

（条例の改正）
③ 平成３１年２月２８日の「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行を受け、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときは、従前より戸建て住宅や共同住宅の寝室や台所に設置が必要となっていた住宅用防災機器（住宅用火災警報器）の設置が免除されることになりました。

⇩

④ 宝塚市火災予防条例の一部を改正し、住宅用防災機器の設置の免除に関する条文である第３６条の５に第６号を追加します。